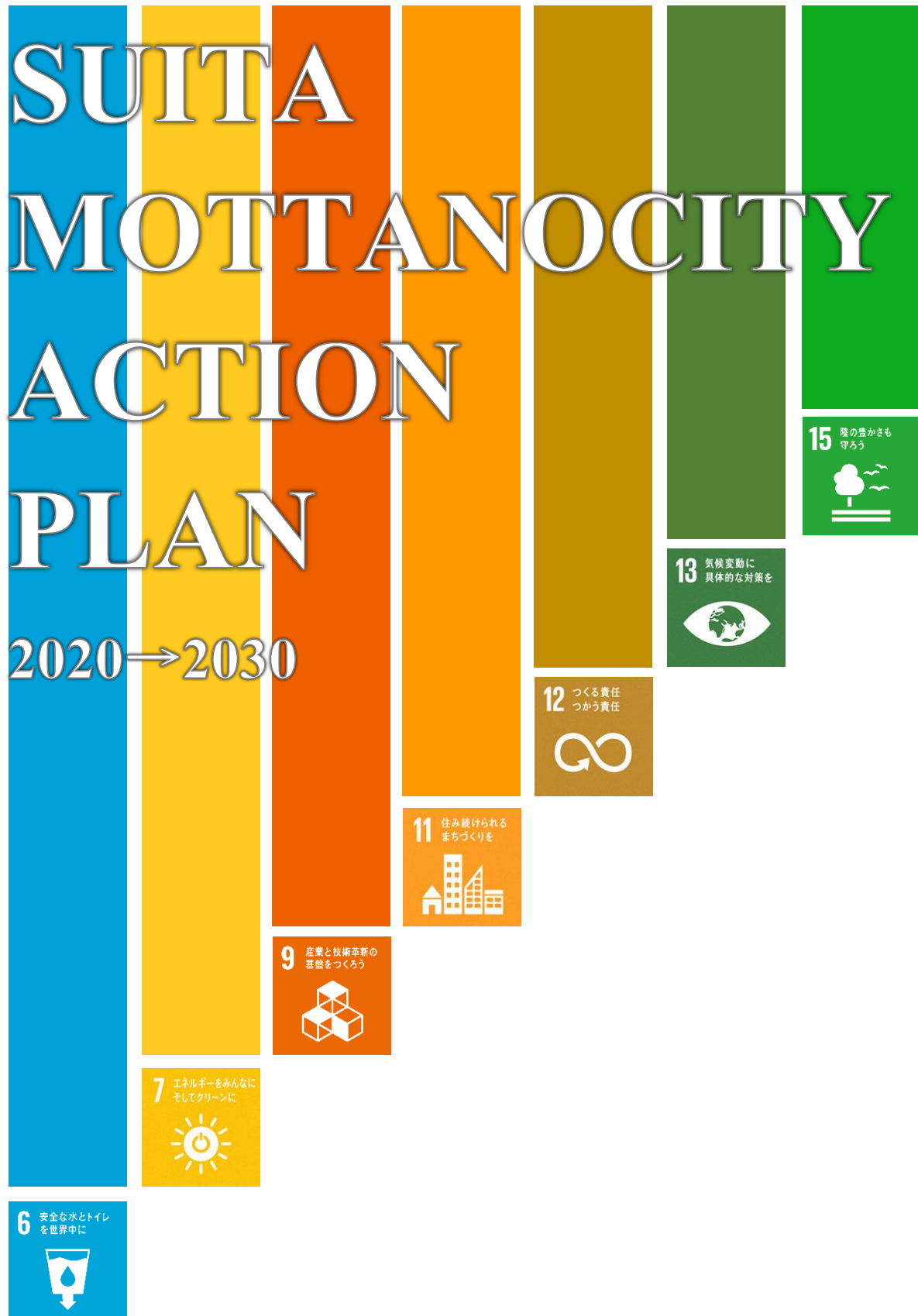




地球温暖化対策地方公共団体実行計画

【事務事業編】

令和7年（2025年）4月 改正版

目次

第1章 基本的事項

1 環境方針	1
2 目的	2
3 計画期間	2
4 対象範囲	3
5 削減の対象とする温室効果ガス等	3
6 位置づけ	4

第2章 目標と実績

1 令和12年度（2030年度）目標の設定	5
2 令和6年度（2024年度）中間目標に対する進捗状況	8

第3章 削減目標達成のための取組

1 取組方針	12
2 具体的取組	13
3 エネルギー多量消費施設の現状・今後の取組	18

第4章 計画の推進

1 推進体制	21
2 計画の進行管理	23
3 職員に対する情報提供と研修	24
4 エコチェックシート等の記録・保管について	24
5 法令に基づく各種届出の実施	25
6 結果の公表	25

第5章 用語解説

本計画のタイトルにある「MOTTANOCITY」は、楽しみながら「MOTTAINAI」を実践するまちを目指し、市の率先行動を通して、持続可能な社会を実現しようという意味を含めた造語です。本計画の愛称は、タイトルの頭文字をとって「SMAP」です。

本文中の「※」は用語解説に記載の用語を示します。

第1章 基本的事項

1 環境方針

市職員をはじめ、市の事務事業に関わる全ての人々が、「MOTTAINAI」の精神のもと、エネルギー消費量の削減等に積極的に取り組み、温室効果ガスの排出量削減を目指すため、「SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN」を定め、率先して環境に配慮した事務事業活動を展開します。また、日常生活でも環境に配慮した行動ができるよう、市の事務事業に関わる全ての人々に「MOTTAINAI」精神を浸透させていきます。

<基本方針>

本計画に基づき、PDCA サイクルによる進行管理を行い、持続可能な社会の実現に向けて、市が率先して次の取組を進めます。

- 1 節エネルギーの取組を推進します。
- 2 再生可能エネルギーの活用や省エネルギー機器の導入を推進します。
- 3 省資源化を推進します。
- 4 グリーン購入を推進します。
- 5 職員の環境教育を継続的に実施します。
- 6 環境監査により取組状況を確認し、取組を確実に推進します。
- 7 本計画の取組を、広く市の内外に情報発信します。

<すいた職員3原則>

すすんで行動
いつでも意識
たのしくムダなく

令和2年（2020年）4月1日

吹田市長 後藤圭二

2 目的

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成30年（2018年度）に公表した「1.5度特別報告書」では、自然や人間の社会に及ぶ気候関連のリスクを抑えるためには、世界全体の平均気温の上昇を1.5度以下に抑える必要があることが示されており、そのために、令和32年（2050年）までにカーボンニュートラルの達成が必要であるとされています。我が国でも令和3年度（2021年度）に地球温暖化対策計画が改正され、温室効果ガスの排出量を令和12年度（2030年度）までに46%の削減を目指す目標が定められました。市役所等が該当する業務その他部門では、目標達成のためには51%の削減が必要とされるなど、極めて高いハードルが設定されています。

このような高い削減目標を達成するためには「※MOTTAINAI」の精神のもと、できる限り無駄を省く（節エネルギー）とともに、高効率型機器の導入、省エネルギー改修及び再生可能エネルギーの活用等を強力に推進する必要があります。

本計画は、本市が掲げる温室効果ガスやエネルギー消費量の削減目標達成に向け、本市自身が市内における一大消費活動を展開する事業者として、温室効果ガス排出抑制のための措置など、率先してハード・ソフトの両面から環境に配慮した活動に取り組み、地球温暖化対策の推進を図るとともに、市民や事業者の環境に配慮した活動の促進を図ることを目的とします。

なお、政府の地球温暖化対策計画の改定による目標値の引き上げや再生可能エネルギー（再エネ）比率100%の電力の調達を推進している本市の状況、そして本計画策定から現在に至るまでの間に決定した本市独自の環境取組内容を本計画に反映するため、令和6年度（2024年度）に中間見直しを行いました。

3 計画期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から政府の目標年度である令和12年度（2030年度）までの11年間とします。削減目標の基準となる基準年度は、政府の目標と同様に平成25年度（2013年度）とします。

また、本計画が率先実行計画であることを踏まえつつ、政府目標と同調させながら取組を進めることとしていますが、「吹田市第3次環境基本計画」及び「※吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」とも随時整合を図っていきます。

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
吹田市環境基本計画	吹田市第3次環境基本計画 (2020年度～2028年度)										
吹田市地球温暖化対策新実行計画		吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画 (2021年度～2028年度)									
SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN	SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN (2020年度～2030年度)					※2024年度に中間見直しを実施					

4 対象範囲

本計画の対象範囲は、市の全ての事務事業^{注1}とします。

【対象となる組織】

市長部局、水道部、議会事務局、教育委員会及び各行政委員会事務局

本市の外郭団体及び、本市が委託を行い施設管理等の業務を行っている委託業者などに対しても、本計画の取組の実施を要請します。

注1 本計画は、基本的に本市が所有又は賃借している全ての施設・設備（屋外照明、ポンプ場、電気室等も含む。）を対象とします。ただし、公営住宅等、個人の生活に伴う部分は対象外です（共用部分は対象）。

5 削減の対象とする温室効果ガス等

本計画において排出量の削減に取り組む温室効果ガスは、本市の事務事業で排出される温室効果ガス排出量の約95%以上を占めるCO₂のうち、エネルギー起源CO₂とします。加えて、排出実態のあるメタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン類は、※地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）及び※大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「府気候変動対策条例」という。）において必要な範囲で調査し、管理を行います。

表1 温室効果ガスの種類ごとの取組の考え方

名 称	取組の基本的な考え方
二酸化炭素（CO ₂ ）	温室効果ガス排出量のうち、95%以上を占める。このうち、エネルギー起源CO ₂ の排出量削減に取り組む。 主に廃棄物の焼却で発生・排出される非エネルギー起源CO ₂ は、温対法や府気候変動対策条例の届出に必要な範囲で管理する。
メタン	下水処理過程などからの排出実態があるため、下水の適正処理等に取り組むとともに、温対法や府気候変動対策条例の届出に必要な範囲で管理する。
一酸化二窒素	廃棄物の焼却など排出実態があるため、ごみの減量化等に取り組むとともに、温対法や府気候変動対策条例の届出に必要な範囲で管理する。
ハイドロフルオロカーボン	自動車のエアコンの冷媒等など使用実態があるため、廃棄時の漏洩対策を行うとともに、温対法や府気候変動対策条例の届出に必要な範囲で管理する。
パーフルオロカーボン	アルミニウム精錬や半導体製造等の工業プロセスで排出されるガスであり、本市の事務事業での排出は想定されないため対象外とする。
六ふっ化硫黄	半導体製造等の工業プロセスでの排出が大部分であり、本市の事務事業での排出は想定されないため対象外とする。
三ふっ化窒素	三ふっ化窒素の製造過程からの排出が大部分であり、本市の事務事業での排出は想定されないため対象外とする。

本市の事務事業に伴う環境配慮促進の観点から、コピー用紙購入枚数も把握し、取組の対象とします。

6 位置づけ

本計画は、温対法で地方公共団体に策定が義務づけられている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画【事務事業編】」です。

加えて、「吹田市環境基本計画」におけるエネルギー分野の目標達成に向けた市の率先行動を示すアクションプラン（行動計画）として位置づけます。

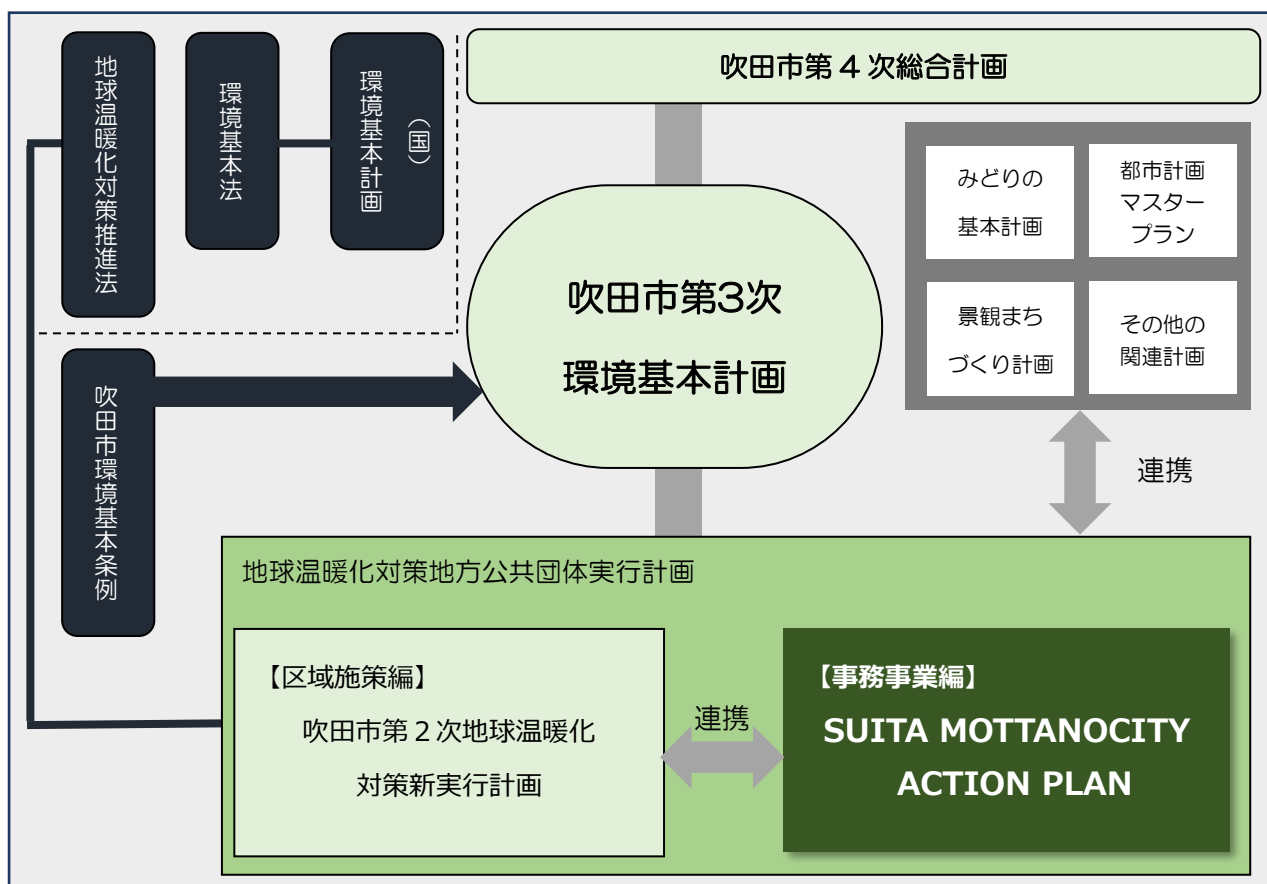


図2 SUIA MOTTANOCITY ACTION PLAN の位置づけ

第2章 目標と実績

1 令和12年度（2030年度）目標の設定

市の事務事業から排出される年間のエネルギー起源 CO₂ 排出量について、令和12年度（2030年度）までに、平成25年度（2013年度）比で
51%削減（基礎排出量削減目標）・・・基礎排出係数ベース
80%削減（調整後排出量削減目標）・・・調整後排出係数ベース とします。

政府の地球温暖化対策計画では、業務その他部門に分類される地方公共団体について、平成25年度（2013年度）比で令和12年度（2030年度）までに51%の温室効果ガスの排出量削減を求めています。そのため、本計画でも政府の方針と整合を図り、*基礎排出係数を活用し算定する目標である「基礎排出量削減目標」を、従来の目標であった「40%削減」から「51%削減」へと引き上げます。

なお、これまで「基礎排出量削減目標」のみの設定でしたが、本市が進める排出量削減の取組のひとつである「再生可能エネルギー100%の電力の調達（RE100）」の効果を具体的に表すためには、電力メニューごとの排出係数である*調整後排出係数を活用し算定することが必要です。全庁でRE100が達成された場合、その他の取組と合わせて約80%の排出量削減が見込めることから、調整後排出係数を活用して算定する目標「調整後排出量削減目標」を新設し、目標値を「80%削減」に設定します。

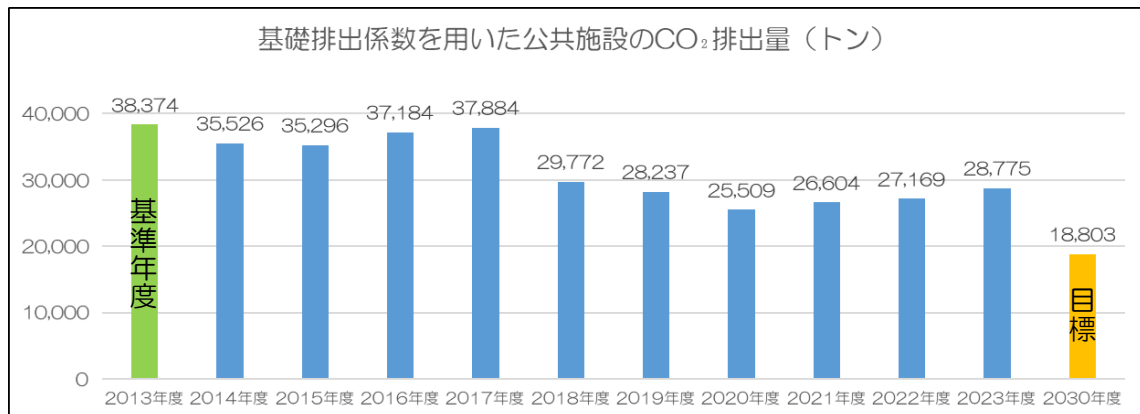


図3 基礎排出係数を用いたCO₂排出量の推移

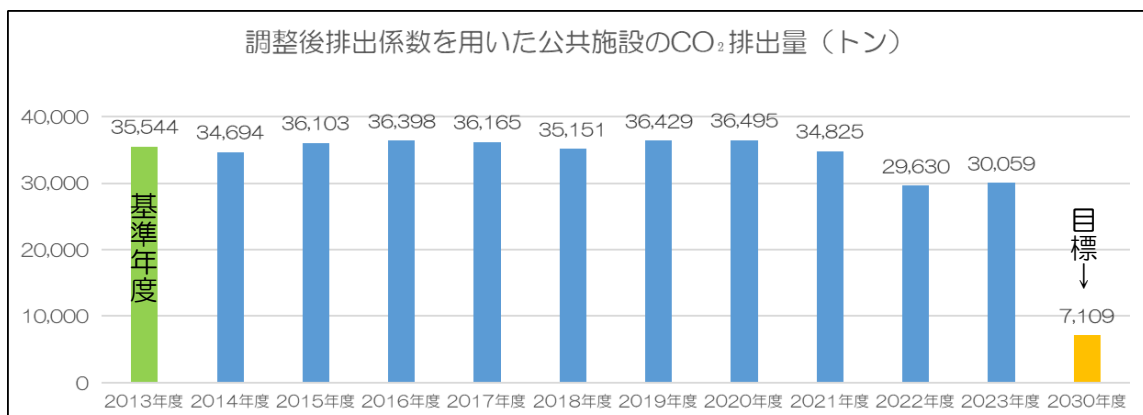


図4 調整後排出係数を用いたCO₂排出量の推移

(1) エネルギー消費量 削減目標

市の事務事業で使用する電気及びガス等のエネルギー消費量について、令和 12 年度（2030 年度）までに、平成 25 年度（2013 年度）比で **20%削減**します。

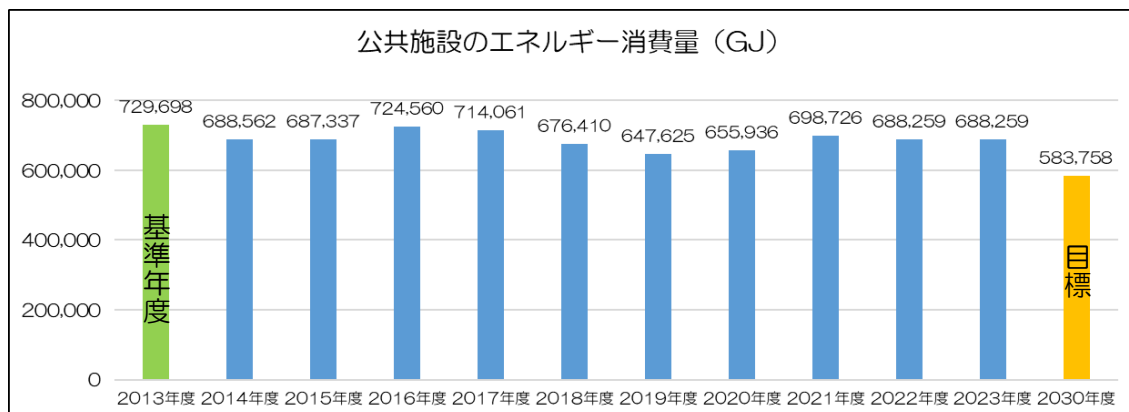


図5 エネルギー消費量の推移

(2) ガソリン使用量 削減目標

乗用車のガソリン使用量（特殊自動車や庁舎等での使用を除く）について、令和9年度（2027 年度）までに、令和元年度（2019 年度）比で **50%削減^{注1}**します。

注1 吹田市公用車脱炭素化方針（令和4年12月策定）にて設定。

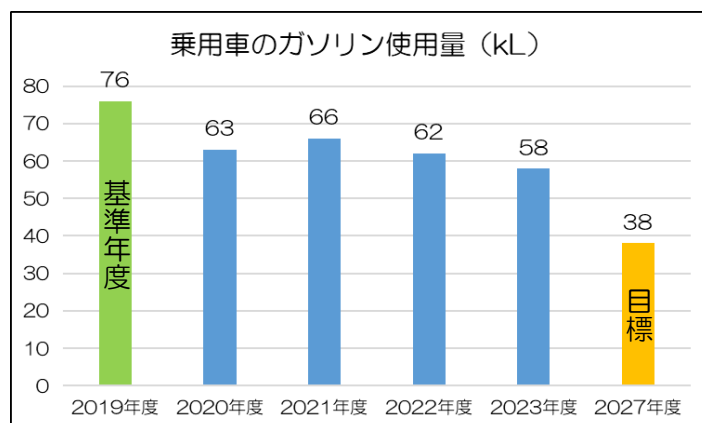


図6 乗用車のガソリンの使用量の推移

(3) コピー用紙購入枚数 削減目標

市の事務事業で使用するコピー用紙購入枚数について、令和 9 年度（2027 年度）までに令和 2 年度（2020 年度）～令和 4 年度（2022 年度）の 3 か年平均比で **50%削減**します。

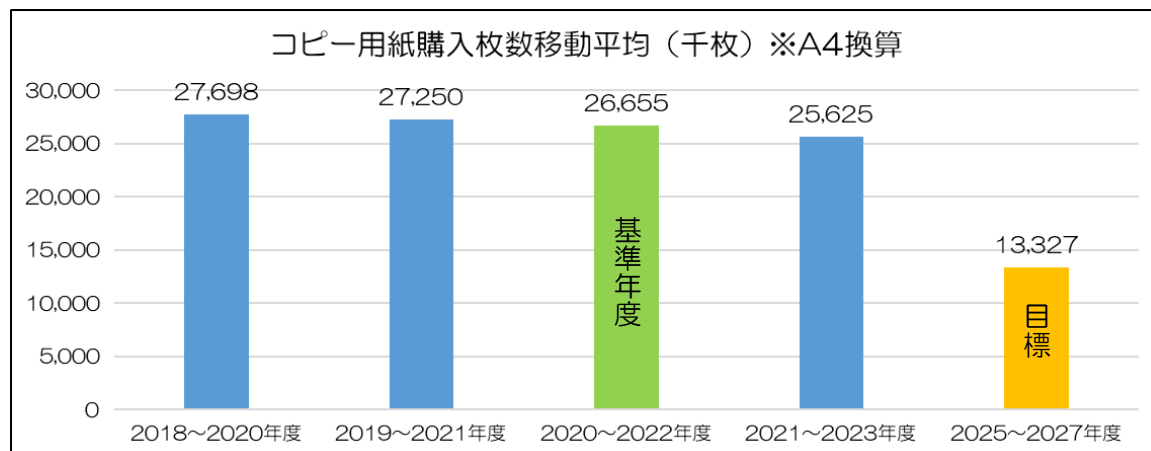


図7 コピー用紙購入枚数移動平均の推移

備考：小中学校における購入枚数は除いています。

(4) その他の目標

令和 12 年度（2030 年度）目標の達成に向け、以下のとおり施策ごとの目標を掲げて取り組みます。

表2 各施策の令和 12 年度（2030 年度）目標

施策	令和 12 年度（2030 年度）目標	具体的取組等
再生可能エネルギーの活用	100%	- 再生可能エネルギー設備導入による電力の自家消費 - 再生可能エネルギー比率 100%の電力調達^{注1}
全庁 LED 化	100%	リース方式等を活用し、大規模修繕等にあわせ、計画的に LED 照明を導入^{注2}
グリーン購入	100%	グリーン購入の推進
地域材 ^{注3} 使用量（累計）	↗	公共施設の内装等への地域材の使用

注1 令和5年度（2023年度）に再生可能エネルギー100%の電力の調達を基本とするよう「吹田市電力の調達に係る環境配慮方針」を改定。

注2 令和2年度（2020年度）SMAP 推進本部会議にて、令和12年度（2030年度）までに建替・大規模修繕が予定されている施設においては、建替・大規模修繕に合わせて、施設所管室課でLED化を行うと整理。建替を行う場合は、全ての照明器具のLED化を実施、大規模修繕を行う場合は、当初、大規模修繕を予定していなかった部屋等についても、費用対効果等を考慮して、大規模修繕に合わせたLED化を検討し、率先導入を図る。

注3 地域材とは能勢町産材をはじめとした府内産の木材のこと。「吹田市木材利用基本方針」及び「吹田市公共施設への木材利用推進ガイドライン」をもとに地域材の使用を推進。

2 令和6年度（2024年度）中間目標に対する進捗状況

《中間目標》

市の事務事業から排出される年間のエネルギー起源 CO₂ 排出量について、令和6年度（2024年度）までに、平成25年度（2013年度）比で 20%削減 します。

《結果》

電力会社の基礎排出係数の減少に加え、平成30年度（2018年度）は大阪北部地震、令和元年度（2019年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しましたが、その後は経済活動の再開とともに上昇傾向となっています。

令和5年度（2023年度）においては、平成25年度（2013年度）比で29%減となり中間目標の達成を維持していますが、次頁に記載のとおり、エネルギー消費量は前年度比で減少しているにもかかわらず当該排出量は増加しています。これは、電力会社の基礎排出係数が前年度比で増加したことが要因であり、このように、CO₂排出量は基礎排出係数に大きな影響を受けることから、本市では合わせてエネルギー消費量を目標に設定しています。

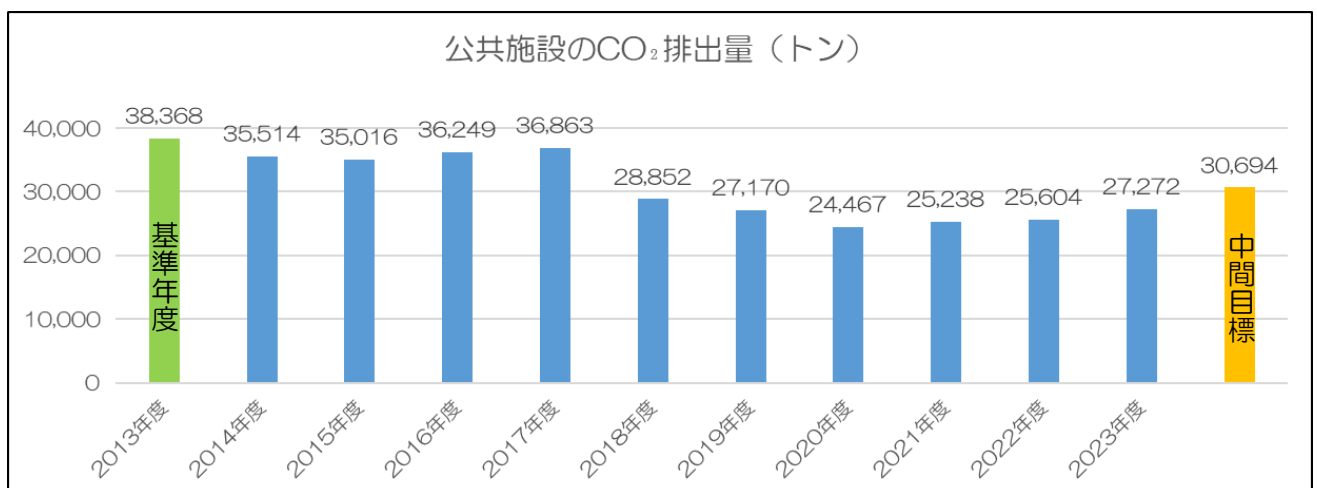


図8 公共施設におけるCO₂排出量の推移

備考：基準年度以降に新設された施設は除いています。

(1) エネルギー消費量 削減目標

《中間目標》

市の事務事業で使用する電気及びガス等のエネルギー消費量について、令和6年度（2024年度）までに、平成25年度（2013年度）比で10%削減します。

《結果》

平成30年度（2018年度）は大阪北部地震、令和元年度（2019年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しましたが、その後は経済活動の再開とともに令和4年度（2022年度）までは上昇傾向が見られていました。本庁舎のESCO事業や、再生可能エネルギー設備の設置、照明のLED化等の取組により令和5年度（2023年度）は、平成25年度（2013年度）比で11%減となっています。中間目標は達成していますが、更なる節エネルギー・省エネルギーの取組促進が求められます。

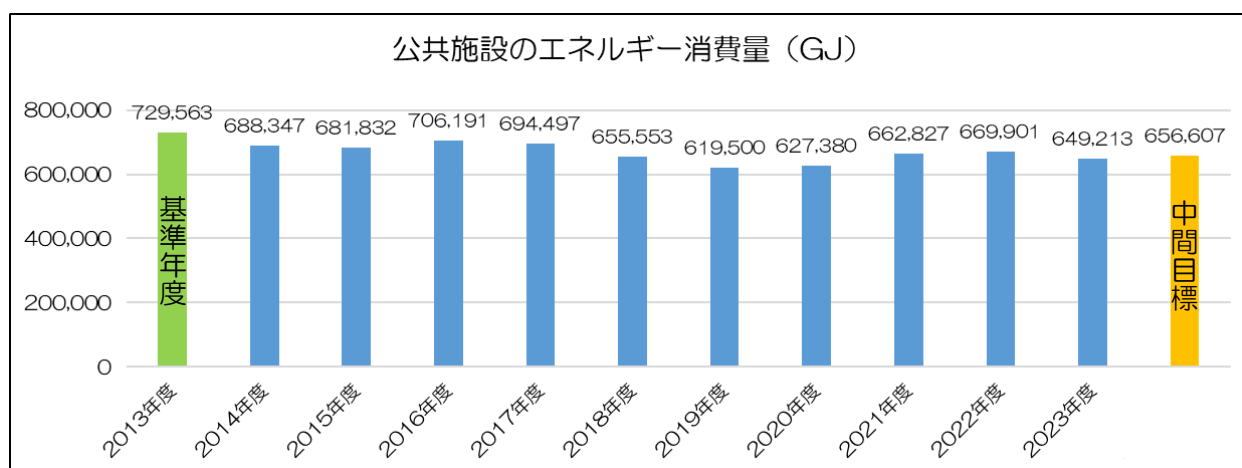


図9 エネルギー消費量の推移

備考：基準年度以降に新設された施設は除いています。

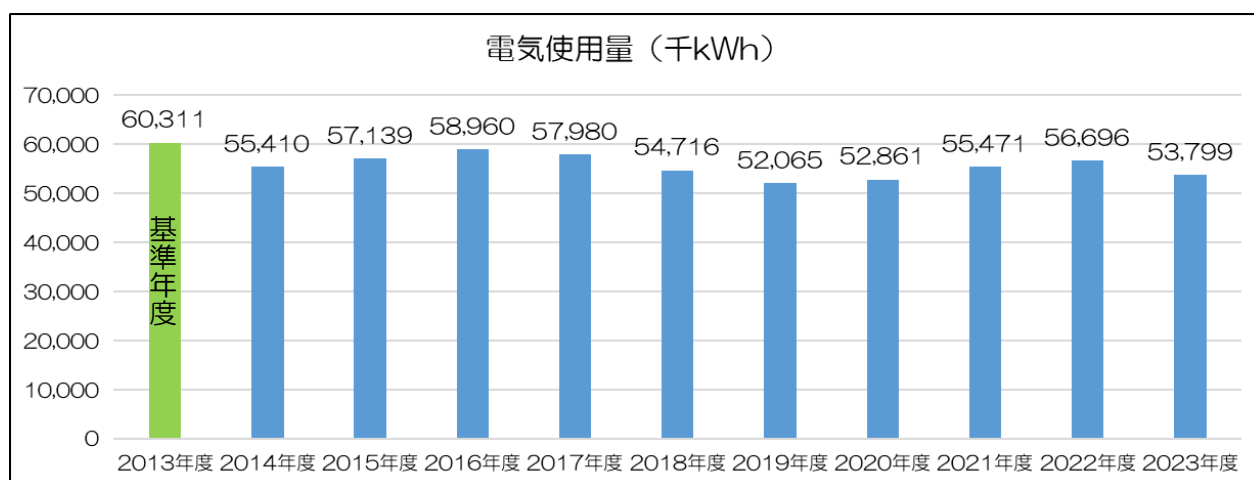


図10 <参考>電気使用量の推移

備考：基準年度以降に新設された施設は除いています。削減目標は設定していません。

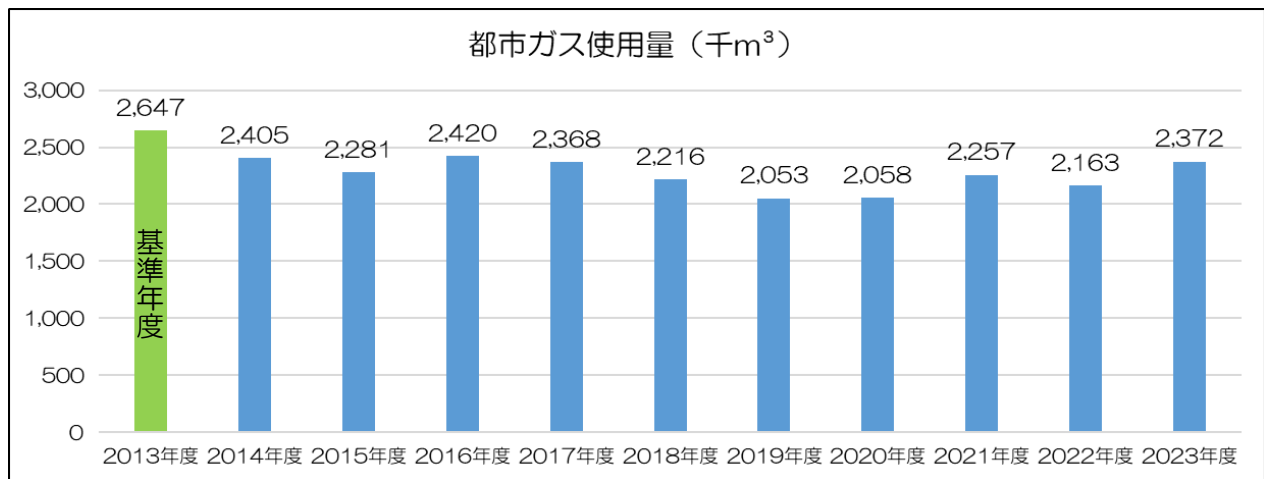


図 11 <参考>都市ガス使用量の推移

備考：基準年度以降に新設された施設は除いています。削減目標は設定していません。

(2) コピー用紙購入枚数 削減目標

《中間目標》

市の事務事業で使用するコピー用紙の購入枚数について、令和6年度（2024年度）までに平成25年度（2013年度）比で2.5%削減します。

《結果》

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少していましたが、経済活動の再開とともに上昇し、令和5年度（2023年度）は、令和4年度（2022年度）比で減少したものの平成25年度（2013年度）比で**40%増加**となりました。引き続き、ペーパーレス化の取組を強力に推進する必要があります。

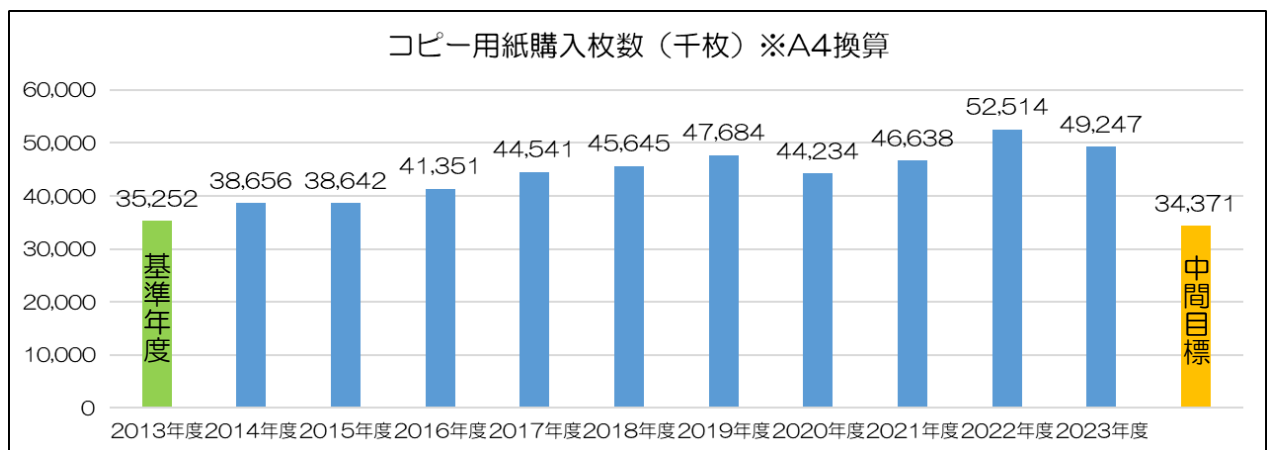


図12 コピー用紙購入枚数の推移

(3) 再生可能エネルギーの活用目標

《中間目標》

令和32年度（2050年度）に、公共施設で使う全ての電力を再生可能エネルギーとする「RE100」を実現するため、再生可能エネルギーの活用を推進します。具体的には、「再生可能エネルギーの自家消費」及び「再生可能エネルギー由来の電力調達」の取組を推進します。

表4 再生可能エネルギーの活用の視点

活用の視点	活用の方針
再生可能エネルギーの自家消費	公共施設の屋上や敷地内の遊休地に太陽光発電を設置するなど、施設自身で再生可能エネルギーを利用することを推進します。
再生可能エネルギー由来の電力調達	市が調達する電力に占める再生可能エネルギーの比率を高めます。令和6年度（2024年度）までに、再生可能エネルギー由来電力を、市が調達する電力の <u>40%以上</u> （うち非FIT電源15%以上）とします。 また、市内の住宅等に設置された太陽光発電からの電力（※卒FIT電力）を調達できる方策を検討し、本計画の目標達成を目指します。

《結果》

再生可能エネルギーの自家消費においては、令和5年度（2023年度）末現在で70施設の公共施設に116件の再生可能エネルギー設備を導入しています。

また、再生可能エネルギー由来の電力調達においては、一部施設で再生可能エネルギー比率35%の電力調達を実施しています。

第3章 削減目標達成のための取組

1 取組方針

本計画の目標達成には、ソフト面の取組により無駄を省くとともに、高効率型機器の導入、省エネルギー改修及び再生可能エネルギーの活用等のハード面の取組を積極的に進める必要があります。そこで施設等の種別ごとの取組方針を次のように設定します。

(1) 事務系施設

ア 「MOTTAINAI」精神の徹底による節エネルギーの推進

職員一人ひとりの意識の変容を促す取組を促進するとともに、室課ごとのエコチェックシートの活用等により運用対策を促進します。

イ 照明・空調を中心とした省エネルギー改修の推進

大規模改修時等における照明の LED 化や空調更新時に*LD-Tech 認証製品の導入など、公共施設でのエネルギー消費の多くを占める照明・空調を中心とした省エネルギー改修を推進します。

ウ 再生可能エネルギー由来の電力調達の推進

令和5年度(2023年度)に行った「公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」の結果をふまえた公共施設への再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギー由来の電力調達を*PPA などの手法を用いて推進し、本市が調達する電源の全てを再生可能エネルギーに転換することを目指します。

(2) プラント系施設(ごみ処理施設、上下水道関連施設など)

ア 施設ごとの環境マネジメントシステムの推進

多量のエネルギーを消費するため、運用面の改善による節エネルギーや高効率型機器の導入等による省エネルギー化を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を推進することで、エネルギー消費量の削減を図ります。

(3) 新增施設・公共事業

ア 長寿命かつ低排出型の施設整備の推進

施設の新増設や改修にあたっては、*吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】の取組項目(再生可能エネルギーの導入、省エネルギー機器の導入、ヒートアイランド対策、緑化の推進など)を積極的に実施するとともに、施設の長寿命化・エネルギー消費量の極小化を図った施設改修・建設を推進します。

(4) 公用車

ア 公用車の脱炭素化の推進

吹田市公用車脱炭素化方針に基づき、公用車の使用時にエコドライブを心がけるとともに、買い替えや新規購入の際には、必要性を見直し、導入時には ZEV を検討します。

2 具体的取組

(1) エコオフィス活動の推進（全職員対象）

庁舎内での活動等で消費するエネルギーを削減するため、全ての職員が実施を心掛ける取組です。取組の中で、日常行動で効果が比較的大きく見込める取組を「☆」で示しています。なお、取組の詳細は「MOTTAINAIガイドライン」を参照してください。

また、持続可能な開発目標（※SDGs）の17の目標の中から各取組に関連するアイコンを表示しています。SDGsの各アイコンの説明については、P.20を参照してください。



【電気・ガスなどの使用量の削減】

区分	取組内容
執務室での取組	☆ 室温は、暖房時20度、冷房時28度を目安とし、原則、時間外冷房は停止する。 ☆ 昼休みや残業時の不要照明は消灯する。 ☆ 会議室、給湯室及びトイレなどを使用しない時は消灯する。 ☆ 終業時、最後に退室する者は、必ず消灯を行う。 ☆ 晴天時の窓際消灯を行う。 ○ カーテンやブラインドを効率的に活用し、冷暖房効率を高める。 ○ 事務室等の照明の間引きを行う（机上の照度は300ルクス以上を確保する）。
OA機器の取組	☆ パソコン、プリンタ及びコピー機などの電気機器を長時間使用しない時は、主電源を切る。 ☆ コピー機の節電設定を徹底する。 ○ パソコンのスリープ機能を活用する。 ○ 周辺照度に合わせてディスプレイ輝度を下げる。 ○ コピー終了後、コピー機は節電モードに戻す。
働き方など	☆ 2UP3DOWN運動に努め、エレベーターの使用を控える。 ○ ノー残業デーを徹底する（毎週水、金曜日）。 ○ ガスコンロの火力を抑制し、効率的に使用する。 ○ 家庭でも暮らしのCO₂ダイエット（環境家計簿）に取り組み、率先して省エネ・省資源を進める。

【コピー用紙使用量の削減】

区分	取組内容
コピー機の利用	☆ 両面コピーや両面印刷を徹底する。 ☆ 必要に応じて、集約機能を活用する。 ○ 毎月のコピー用紙購入枚数及び使用枚数を把握し管理する。 ○ ミスコピーを防ぐため、コピー前に原稿内容、サイズ、枚数の確認を徹底する。 ○ コピーの使用前及び使用後にはリセットボタンを押して、ミスコピーを防ぐ。
会議等での工夫	○ 会議資料等の部数、ページ数は必要最小限にする。 ○ 会議運営の効率化を図るため、プロジェクター等を活用する。 ○ 庁内会議は原則ペーパーレス化する。
その他の工夫	○ 使用済み用紙の裏紙利用や使用済み封筒は再利用する。 ○ 送付状の簡素化に努める。 ○ 庁内メールや共有フォルダ、LoGoチャットを活用し、ペーパーレス化を推進する。 ○ 可能な限り資料の共有化を図り、個人での使用や保管を控える。

【水道使用量の削減】

区分	取組内容
水を減らす工夫	○ 手洗いや歯磨きなどの際は、水道蛇口開放を抑制する。 ○ トイレ使用時は、可能な範囲で節水を心がける。

【一般廃棄物排出量の削減】

区分	取組内容
大事に使う	○ 備品などは良好な管理を行うことで、長期使用を心掛ける。 ○ 事務用品などの在庫管理を徹底する。 ○ 使い捨て製品の使用や購入を抑制する。 ○ プリンタからの印刷の際には濃度を薄めに設定し、省資源を図る。
ごみにしない	☆ マイカップ、マイボトル、マイ箸を持参する。 ○ 来客に対して、紙コップやペットボトル等の使い捨て容器等の飲み物は提供せず、湯呑み等で提供する。 ○ 職場に必要以上のごみ箱を設置しない。 ○ 買い物時にはマイバックを持参するなど、レジ袋の削減に取り組む。
再利用する	○ バインダーやファイルは再利用する。 ○ スモシーを活用し、余計な物品の購入や廃棄の削減に取り組む。
リサイクルする	○ リサイクルボックスを活用し、オフィス古紙の再資源化を徹底する。 ○ びん、缶、ペットボトルは購入先売店や自動販売機設置の回収箱等への返却を徹底する。

	○ インクカートリッジのリサイクルを徹底する。
--	-------------------------

(2) 公用車利用時等の環境配慮（全職員対象）

公用車の利用時及び調達時など、全ての職員が実施を心掛ける取組です。



【自転車・公共交通機関等の利用】

区分	取組内容
自動車の利用を減らす	☆ 近距離での移動は、徒歩や自転車を利用する。 ○ 積極的に公共交通機関や自転車、徒歩等を利用し、公用車の使用を控えるよう努める。 ○ ノーマイカーデー（毎月20日）は、公用車の利用をなるべく減らす。



【エコドライブの徹底】

区分	取組内容
運転の工夫	☆ ※ふんわりアクセル「e-スタート」でやさしい発進をする。 ☆ 不要なアイドリングをやめる。 ○ 車間距離にゆとりをもって、加減速の少ない運転（定速走行）をする。 ○ 早めのアクセルオフとエンジンプレーキを活用する。 ○ エアコンの使用を控えめにする。
自動車の使い方	○ 渋滞を避け、余裕をもって出発する。 ○ タイヤの空気圧をこまめにチェックし、出発前に点検する。 ○ 不要な荷物は積まずに走行する。 ○ 駐車場所に注意し、交通渋滞を招かないように配慮する。 ○ 燃費、電費を把握し、エコドライブを推進する。



【環境に配慮した自動車の使用】

区分	取組内容
ゼロエミッション車（ZEV）の導入	○ 乗用車の新規導入・更新時は、ZEVの導入を基本とし、使用用途等からZEVを選択できない場合は、電動車、次世代自動車、エコカーの順で範囲を広げて検討し、最低限、エコカーを導入する。 ○ 乗用車以外の車両の新規導入・更新時は、エコカーの導入を基本とし、エコカーを選択できない場合は、環境性能を重視して車両を選択する。

(3) 省エネルギー機器及び再生可能エネルギー設備の導入（施設管理者対象）

施設の運用管理において、エネルギーを効率的に利用すること、設備の改修時には高効率型の設備や再生可能エネルギー設備を導入するなど、全ての施設で実施する取組です。



【庁舎管理における環境配慮】

区分	取組内容
利用者への啓発	○ 職員や施設利用者の節エネルギーに関する活動を促進するため、掲示方法や情報伝達方法の工夫を行う。（※ナッジ理論の活用） ○ 庁内放送を活用し、職員の意識啓発を図る。
設備の運転管理	☆ エアコンのフィルターを定期的に清掃する。 ○ 時間外のエレベーター休止に努める。 ○ 自動販売機の高効率な省エネ型への変更及び省エネ運転を業者へ要請する。 ○ 節水コマの使用、水圧調整及び節水機器を導入・活用する。 ○ こまめに館内の温度チェックをし、効率的にエアコンを運転する。 ○ デマンド監視装置の導入などにより、夏期及び冬期における電気使用のピークカット（シフト）を行う。 ○ 空調や熱源などの効率的な運転を推進するため、チューニングなどの高度な制御方法の導入を推進する。 ○ エネルギー使用量の監視と制御を行うエネルギー管理システム（※BEMS等）の導入を推進する。 ○ ※省エネ法に基づき、エネルギー使用の合理化のための管理標準を作成する。



【省エネルギー機器の導入】

区分	取組内容
省エネ・再エネ設備の導入	○ 空調や熱源機器の更新時は、LD-Tech認証製品を導入する。 ○ 公共施設の照明は全てLED化する。 ○ 民間のノウハウを活用した※ESCO事業等の省エネルギー改修を推進する。 ○ 避難所等へ優先的に再生可能エネルギーや蓄電池を導入し、災害時の非常用電源を確保する。
みどりの導入	○ 吹田市公共施設緑化基準に基づき、緑化を推進する。 ○ みどりのカーテンを設置し、冷房の抑制に努める。

(4) グリーン購入の推進（庶務担当者（調達担当者）対象）

物品の調達や施設の建設時などにおいて、計画的に実施する取組です。必要に応じて、施設の計画や設計にも反映させます。



【グリーン購入の推進】

区分	取組内容
グリーン購入	○ 環境ラベリング対象商品など、環境に配慮した物品の調達を推進する。 ○ 製品やサービス調達時に、環境負荷低減を図る契約方法を検討する。 ○ 再生可能エネルギー由来の電力調達を推進する。

(5) その他取組の推進

工事中の環境配慮やまちづくりに関する環境配慮など、必要に応じて実施する取組です。



【工事中の環境配慮】

区分	取組内容
工事の取組	○ 大気汚染や騒音などの公害を防止する。 ○ 環境に配慮した製品及び工法を採用する。



【まちづくりに関する環境配慮】

区分	取組内容
エネルギー対策	○ 施設の※ZEB化など、※ゼロエミッション型施設の整備を推進する。 ○ 太陽光及び太陽熱など、自然エネルギーの活用を推進する。
自然との共生	○ 能勢町産材をはじめとした府内産材を中心に国産の木材の利用を推進する。 ○ 自然環境を保全し、みどりを確保する。 ○ 水循環を確保する。
周辺環境への配慮	○ 周辺地域の生活環境を保全する。 ○ 景観まちづくりに貢献する。

各項目の詳細については、環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を参照してください。



【気候変動への適応策】

区分	取組内容
暑熱環境対策	○ みどりのカーテンや打ち水などをし、快適さを保つ。 ○ 施設にクールスポットを設置する。 ○ 高反射率塗料の塗布などにより建物の屋根面や壁面の高温化を抑制する。 ○ 遮熱性・保水性舗装等により地表面の高温化を抑制する。 ○ 日傘を使用する。

3 エネルギー多量消費施設の現状・今後の取組

市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量については、「資源循環エネルギーセンター」、「南吹田下水処理場」及び「泉浄水所」の占める割合が非常に高く、重点的に温室効果ガスの排出量を削減するための取組や、高効率機器の導入等を進める必要があります。そこで、これら3施設については、継続的に環境負荷の低減に取り組み、各施設のCO₂排出量の実績をホームページ等で外部に公表することとします。

(1) 資源循環エネルギーセンター

資源循環エネルギーセンターは、家庭系及び事業系一般廃棄物の焼却処理を行う施設です。ごみ焼却処理時にプラントを稼働させるための電気を使用するほか、焼却炉の起動及び停止の際に都市ガスも使っています。焼却炉起動後は、焼却処理時の排熱を利用し蒸気タービンによる発電を行い、施設内で使用するほか、余剰電力を※売電しています。さらに排熱の残りは給湯や冷暖房に使うなど、エネルギーの有効利用を行っています。

上述の特性を踏まえ、「2 具体的取組」に示すものに加えて、次の取組を推進します。

表3 資源循環エネルギーセンターで推進する取組内容

区分	取組内容
電気や燃料の使用量の削減	○ 施設の運転、停止回数の適正化などにより、使用する電力や燃料（都市ガス）の使用量を削減する。
負荷の適正化及び発電効率の向上	○ 廃棄物の焼却処理の安定化を図ることで、施設内の機器の運転効率の適正化や発電効率の向上を図る。

(2) 南吹田下水処理場

南吹田下水処理場は、家庭から排出される生活排水等を浄化するための施設です。主にポンプ等を動かすために電気を使用します。現在は、省エネ型散気装置による送風量の適正化、高効率な污泥脱水機の採用を行うなどの対策を講じています。

上述の特性を踏まえ、「2 具体的取組」に示すものに加えて、次の取組を推進します。

表4 南吹田下水処理場で推進する取組内容

区分	取組内容
負荷の適正化	○ 散気量の適正化などにより、電力の使用量を削減する。 ○ 必要換気量のモニタリングを行い、施設内の換気設備の間欠運転を実施することで電力の使用量を削減する。
高効率機器の導入	○ ポンプやブロアにインバータを導入する。 ○ ポンプやブロアの更新時は、高効率型の機器を採用する。
再生可能エネルギーの活用	○ 施設の建屋や敷地内の遊休地等を活用した太陽光発電の設置など、再生可能エネルギー設備の導入を検討する。

(3) 泉浄水所

泉浄水所は、淀川の表流水を採水し、水道水を作る施設です。主にポンプ等を動かすために電気を使用します。現在は、ポンプの適正な運転管理や点検の実施、ろ過池洗浄方法の変更による洗浄排水量の削減などの対策を講じています。

上述の特性を踏まえ、「2 具体的取組」に示すものに加え、次の取組を推進します。

表5 泉浄水所で推進する取組内容

区分	取組内容
負荷の適正化	○ 負荷の平準化等により、ピーク電力を削減する。 ○ 配水区域の見直しによりポンプ圧送区域を縮減する。 ○ 適正な薬品注入により薬品使用量を削減する。
高効率機器の導入	○ 電動機器の更新時にインバータを導入する。 ○ ポンプやプロアの更新時は、高効率型の機器を採用する。
再生可能エネルギーの活用	○ 水処理施設や建屋の上部等を活用した太陽光発電の設置など、再生可能エネルギー設備の導入を検討する。

SDGs 17 のゴールとターゲット

SDGs には、人々が人間らしく暮らしていくための社会基盤を構築するための、17 のゴール（目標）と、それぞれの具体的な 169 項目のターゲット（達成目標）があります。

SDGs 17 のゴール（目標）		ターゲット（達成目標）の例
	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	✓ 極度の貧困を終らせる ✓ 貧困状態にある人の割合を半減させる ✓ 貧困層・脆弱層の人々を保護する
	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	✓ 飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする ✓ 栄養不良をなくし、妊婦や高齢者等の栄養ニーズに対処する ✓ 小規模食料生産者の農業生産性と所得を増加させる
	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	✓ 妊産婦の死亡率を削減する ✓ 新生児・5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する ✓ 重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する
	質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	✓ 無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする ✓ 乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする ✓ 高等教育に平等にアクセスできるようにする
	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	✓ あらゆる場所における全ての形態の差別をなくす ✓ あらゆる形態の暴力を排除する ✓ あらゆる意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加及び平等なリーダーシップの機会を確保する
	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	✓ 安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する ✓ 下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす ✓ 様々な手段により水質を改善する
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	✓ エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する ✓ 再生可能エネルギーの割合を増やす ✓ エネルギー効率の改善率を増やす
	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	✓ 一人当たりの経済成長率を持続させる ✓ 高いレベルの経済生産性を達成する ✓ 開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の実立や成長を奨励する
	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	✓ 経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する ✓ 雇用と GDP に占める産業セクターの割合を増やす ✓ 小規模製造業等の、金融サービスや市場等へのアクセスを拡大する
	人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する	✓ 所得の少ない人の所得成長率を上げる ✓ すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する ✓ 機会均等を確保し、成果の不平等を是正する
	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	✓ 住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する ✓ 交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供 ✓ 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する
	つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	✓ 持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み 10YFP を実施する ✓ 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する ✓ 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす
	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	✓ 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する ✓ 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む ✓ 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する
	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	✓ 海洋汚染を防止・削減する ✓ 海洋・沿岸の生態系を回復させる ✓ 海洋酸性化の影響を最小限にする
	陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	✓ 陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する ✓ 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす ✓ 砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する
	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	✓ 暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす ✓ 子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす ✓ 司法への平等なアクセスを提供する
	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	✓ 課税及び徴税能力の向上のために国内資源を動員する ✓ 先進国は、開発途上国に対する ODA に係るコミットメントを完全に実施 ✓ 開発途上国のための追加的資金源を動員する

第4章 計画の推進

本計画を効果的に推進するため、各部局を実行部門として位置づけ、エコチェックシートを活用した※PDCA サイクルによる進行管理を行い、本計画を推進します。

1 推進体制

本計画の推進及び点検に係る組織の構成と主な役割は次のとおりです。

(1) SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN 推進本部会議

本部長(市長)、副本部長(副市長)、本部委員(部局長)で組織し、「SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN」の進行管理を行います。具体的には、実行部門(各部局)における前年度のエネルギー等の消費量及び取組結果の評価を行うとともに、各職場からの意見や提案を積極的に取り入れ、市役所が取り組むべき重点施策の決定及び実施計画や当初予算要求に向けた方向性の決定などを行うこととします。原則、年に1回開催します。

- **本部長：市長**

本計画の管理責任者として、計画推進の総括を行います。

- **副本部長：副市長**

本計画の副管理責任者として、本部長の補佐を行います。

- **本部員：部局長**

実行部門(各部局)における実行責任者として、取組状況の進行管理を行います。

(2) 各室課での推進体制

- **推進リーダー：部局長**

実行部門(各部局)における実行責任者として、本計画の推進に関し統括します。

- **推進サブリーダー：部局次長級**

推進リーダーを補佐し、本計画の取組の推進を行います。

- 実行部門における取組状況及び点検結果の取りまとめに関すること。
- 実行部門内の連絡及び調整に関すること。
- 被監査部門を代表して、環境監査の結果報告を受けること。

● 推進員：所属長

各室課（施設）における本計画の取組を推進するとともに、それを管理及び評価し、結果を推進リーダー及び推進サブリーダーに報告します。

- 計画に基づく取組の推進に関すること。
- 計画の取組状況の把握及び点検の実施に関すること。
- 環境監査の際、被監査部門を代表して、監査を受けること。

● 行動推進員

毎年４月に各室課から１名選出し、環境政策室（事務局）に報告します。推進員を補佐し、本計画を推進するとともに、取組状況を調査します。

● 環境監査員

環境政策室（事務局）から選出し、各部局に対して監査を行い、監査結果を推進サブリーダーに報告します。

(3) 環境管理事務局（環境政策室）

環境部環境政策室に置き、本計画の推進のために必要な事務を行います。

- 計画の推進及び点検体制の維持管理に関すること
- 計画の取組状況、点検及び評価結果のとりまとめに関すること
- 温室効果ガスの削減方策に関する情報の収集及び実行部門等への提供に関すること
- 職員への研修に関すること

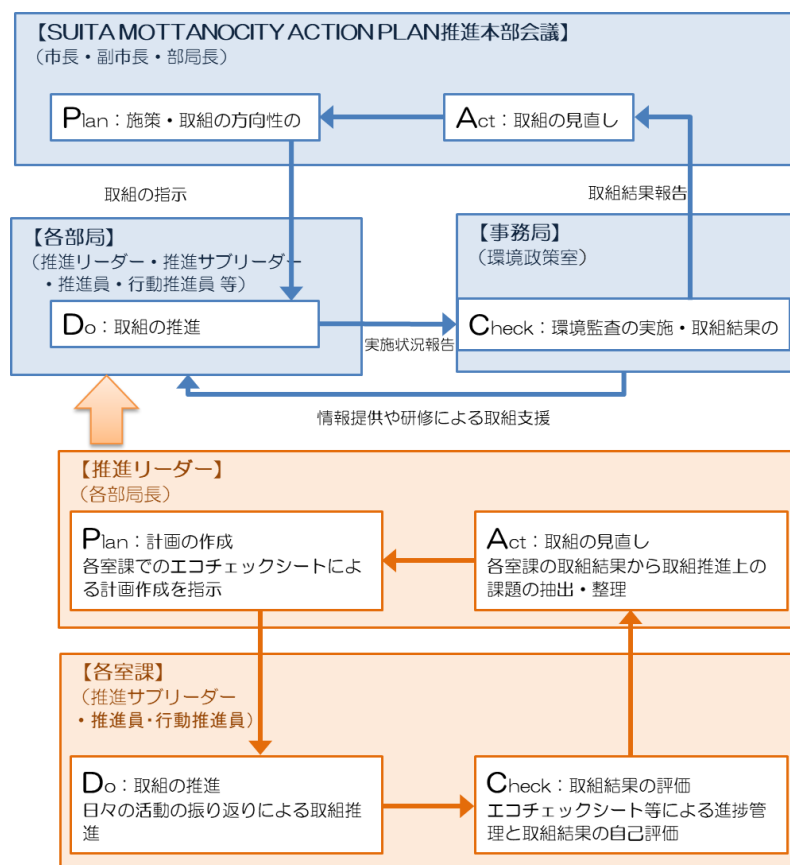


図13 進行管理の進め方

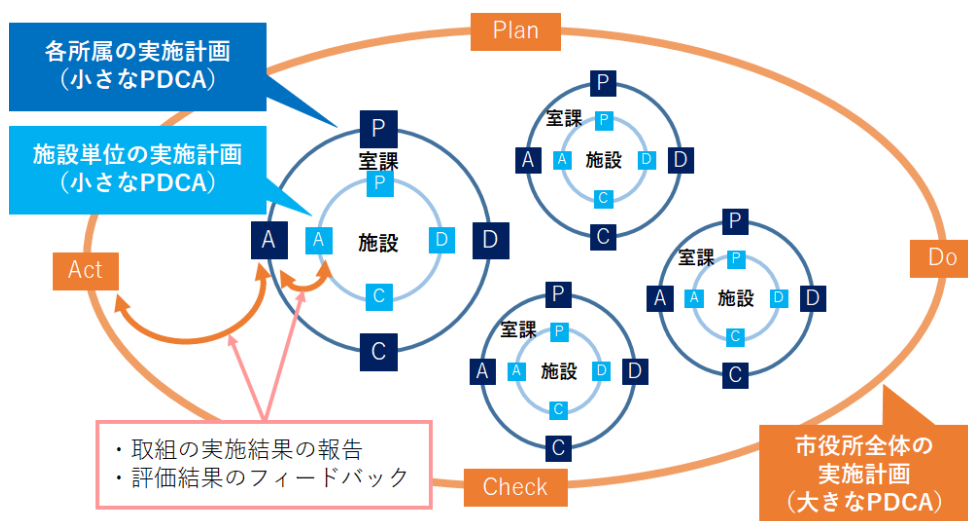
2 計画の進行管理

本計画の目標達成に向けた取組を効果的に推進するため、計画【Plan】、実施【Do】、点検【Check】、見直し【Act】のPDCA サイクルを活用した進行管理を行います。

PDCA サイクルは、「本計画の進行管理として行うもの」と「各室課の所管施設等における取組を推進するため、エコチェックシートや※LAPSS（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム：Local Action Plan Supporting System）を用いて行うもの」の2つがあり、これらのPDCA サイクルを組み合わせることで、効果的・効率的にエネルギーや資源の消費量削減に取り組みます。

表6 計画の進行管理（PDCA サイクル）

区分	計画の進行管理	各室課の取組推進
Plan ：計画	SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN 推進本部会議は、前年度の結果を踏まえ、今年度の取組方針を定めます。	エコチェックシートに、各室課に応じた方針や目標を記入します。
Do ：実施	事務局は、各室課の取組を情報提供や研修を行い支援します。	エコチェックシートに基づき、省エネルギーや省資源、環境教育などに取り組みます。
Check ：点検	事務局は、各室課が把握したエネルギー消費量等やエコチェックシートによる取組状況の結果を取りまとめ、削減目標の達成状況を評価します。また、取組が適切に実践されているかを点検・監査します。	エネルギー消費量等を把握し、エコチェックシートに定めた目標達成の状況をチェックします。
Act ：見直し	SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN 推進本部会議において、取組状況や監査結果を各部局に報告するとともに、優れた取組を他部局へ水平展開します。	前年度の結果をエコチェックシートにとりまとめ、取組状況の評価と今年度の取組課題を整理します。



エネルギー消費量の削減に係る取組の強化には、現場での日常的な対策の立案と実行が欠かせないことから、各室課・施設において、職員自らが主体的に取組を継続させるための小さなPDCAサイクルを構築します。

エコチェックシートを活用しつつ、自らの部署、施設のエネルギー消費量の特性や動向を把握・理解しながら、課題の抽出(A)、対策の立案(P)、取組の実施(D)、取り組み状況の把握(C)を実施し、全庁的なPDCAサイクルの中に取り込む「多層的PDCAサイクルシステム」を構築し、市で働く全ての人が当事者となって取り組む体制の構築を目指します。

図14 多層的PDCAのイメージ

3 職員に対する情報提供と研修

(1) 職員に対する研修

本計画に関する職員一人ひとりの理解を深めるため、以下のとおり研修等を実施します。総務部人事室（研修担当）と連携を図りつつ、効果的な研修について検討を行います。

表6 主な職員研修の内容

名称	実施責任者	備考
管理職研修	環境政策室	管理職員を対象に、外部講師を招へいし年1回開催
環境研修	人事室	一般職員を対象に、外部講師を招へいし年1回開催
推進員・行動推進員説明会	環境政策室	推進員・行動推進員を対象に、1年間のエコオフィス活動の推進に関する説明や、エコオフィス活動や省エネについて情報提供を実施

(2) 職員に対する情報提供

本市の取組状況や環境法令に関する情報は、グループウェアなどを通じて全室課に情報提供します。また、職員や施設利用者の取組を効果的に促進するための手法について調査・研究を行い、各室課に情報提供を行います。

4 エコチェックシート等の記録・保管について

以下のとおり各種の実施状況を記録するとともに適正に保管します。

表7 エコチェックシート等の記録・保管

名称	記録責任者	保管責任者	保管期間	備考
推進員・行動推進員説明会	環境政策室	環境政策室	3年	議事録、研修資料などは全庁公開フォルダに保管 環境政策室
エコチェックシート	推進員	推進リーダー	3年	→アクションプラン →記録

5 法令に基づく各種届出の実施

省エネ法、温対法及び府気候変動対策の推進に関する条例に基づき、必要となる報告等について、担当部局等において、とりまとめて提出します。

表8 法令に基づく各種届出

名称	対象	担当部局等
省エネ法・温対法	・庁舎等市長部局所管施設	市長部局（環境部）
	・学校等教育委員会所管施設	教育委員会
	・水道施設等水道部所管施設	水道部
府気候変動対策の推進に関する条例	・全施設（「自然の家 もくもくの里」を除く） ・市が所有する公用車	環境部

6 結果の公表

本計画の取組結果は、毎年度、市ホームページやすいたの環境（環境白書）を活用して公表します。取組内容等に関し、市民の方などから頂いたご意見や助言等は、今後の運用の参考にします。

第5章 用語解説

● BEMS (Building and Energy Management System の略)

照明や空調などオフィスビルなどで用いられるエネルギー機器・設備の運転やエネルギー使用状況を監視・管理して、ビル全体の省エネ制御を一元化するシステムのこと。

● ESCO 事業（Energy Service Company の略）

工場やオフィスビル、商業施設、公的施設などに対して省エネに関する包括的なサービスを提供する事業のこと。サービスを提供する会社は、顧客に省エネシステム等を提供しランニングコストを下げるかわりに、軽減した電気代などの光熱水費から一定の割合を受け取る。提供する会社が顧客の光熱水費の削減に失敗した場合でも、顧客には負担がかからない仕組みになっている。

- ISO14001

平成 8 年（1996 年）9 月に国際標準化機構（ISO）によって制定された環境マネジメントに関する国際規格のことで、環境マネジメントシステムの構築と運用を求めるもの。

● LAPSS（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム：Local Action Plan Supporting System の略）

環境省が開発する、地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）における温室効果ガス総排出量の算定・管理の支援等を目的としたシステム。

● LD-Tech 認証製品 (Leading Decarbonization Technology の略)

2050 年カーボンニュートラル実現に向け、エネルギー消費量削減・CO₂ 排出量削減のための先導的な脱炭素技術、またはそれが適用された設備・機器等のうち、エネルギー起源 CO₂ 排出削減に最大の効果をもたらすもので、環境省が認証した製品のこと。

● MOTTAINAI

平成 16 年（2004 年）に環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したケニア出身のワンガリ・マータイさんが、環境を守る世界共通語として広めることを提唱した言葉。Reduce（ゴミ削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）という環境活動の 3R と、かけがえのない地球資源に対する Respect（尊敬の念）が込められている言葉であり、「MOTTAINAI キャンペーン」として地球環境に負担をかけないライフスタイルを広め、持続可能な循環型社会の構築を目指す活動が展開されている。

● PDCA サイクル

マネジメントサイクルの 1 つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に実施する。最後の act では check の結果から、最初の plan の内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかにして、次回の plan に結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法が PDCA サイクルである。

●PPA（Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略）

「第三者所有モデル」とも言われ、発電事業者が需要家の建物屋根等に太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理をしたうえで、発電した電気を需要家に販売・供給する仕組みです。

● RE100

「RE100」とは、事業運営を100%再生可能エネルギーで賄うことを目標としている世界の企業の連合である。「Renewable Energy（再生可能エネルギー）100%」の頭文字から名付けられた国際的イニシアチブである。加盟企業は自社の事業を再生可能エネルギー100%で運営していくことを宣言するだけでなく、具体的な目標年を掲げ、目標達成へ向けた活動を毎年報告書として事務局へ提出する。

● SDGs（Sustainable Development Goals の略：持続可能な開発目標）

平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っているのが特徴である。

● ZEB（Net Zero Energy Building の略）

省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を正味でゼロにすることを目指した建物のことである。

● エネルギー起源 CO₂

CO₂排出量のうち、石油や石炭を燃やして発電したり、ガソリンを消費して車を走らせるなどエネルギーを生み出す際に排出されるCO₂のこと。CO₂はほかにプラスチックの焼却などによっても排出されるが、このような非エネルギー起源は少量で、日本のCO₂排出量の9割以上はエネルギー起源CO₂によって占められる。

● エネルギー消費量（J（ジュール））

J（ジュール）は、エネルギー量を表す単位。1気圧において1gの水の温度を1度上げるのに必要なエネルギー量は4.2Jに相当する。

● 温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスを指す。温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン類（HFCs、PFCs、SF₆）などがある。

● 環境マネジメントシステム（Environmental Management System）

企業・組織が自主的・継続的に環境への負荷を低減させることを目的とし、環境保全の方針や目標を定め、これを実行し、その結果を点検して方針等を見直すという一連の管理のしくみのことをいう。主なシステムとしては、ISO14001 やエコアクション21 などがある。

● ゼロエミッション

将来にわたって人間活動・生産活動を維持するために、資源の消費、廃棄物の排出を抑え、環境への負荷を限りなくゼロに近づけた社会・産業・生産システムを構築するという構想である。

● 卒FIT 電力

FIT 制度（固定買取制度）が定める買取期間（住宅用太陽光発電の場合は、10 年間）を満了した発電設備で発電された電力のこと。買取期間満了後は、任意の電力会社に売電する、または、自家消費するという選択肢がある。卒 FIT 電力は、再生可能エネルギー由来電力であり、環境価値（CO₂ 排出量がゼロである価値のこと）を持つ。

● ナッジ

直訳すると「ひじで軽く突く」という意味。行動経済学や行動科学分野において、人々が強制によってではなく自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法を示す用語として用いられている。

● 売電

電力会社以外の設備で発電した電力を、各電力会社に買い取ってもらう制度のこと。家庭等において太陽光発電システムや家庭用燃料電池などを通じて発電した電力のうち余剰分を電力会社に買い取ってもらう制度がある。平成 24 年（2012 年）7 月からは「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT：Feed-in Tariff）」が開始され、発電した電力を一定期間、一定価格で電力会社が買い取ることが義務づけられた。再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることが義務付ける制度である。「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）」に基づき、平成 24 年（2012 年）7 月 1 日にスタートした。

● ふんわりアクセル「e-スタート」

クルマは発進時に多くの燃料を消費するため、発進をやさしく、スムーズに行い、燃料消費を抑えること。これを実践すれば、燃費が概ね 10%程度（財団法人省エネルギーセンター調べ）、改善されると見込まれている。

《関連する法律や条例、制度等》

● エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）は、石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置^{注5}その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている。

注5 電気の需要の平準化については、平成 25 年改正時導入。

【平準化時間帯】

夏期（7 月～9 月）及び冬期（12 月～3 月）の 8 時～22 時

【平準化に向けた取組内容】

- 1 電気の使用から燃料又は熱の使用への転換
- 2 電気を消費する機械器具を使用する時間の変更
- 3 その他事業者が取り組むべき電気需要平準化に資する措置（BEMS 導入、ESCO 事業活用など）

● 大阪府気候変動対策の推進に関する条例（府条例）

地球温暖化及びヒートアイランド現象を防止・緩和するために、大阪府が定めた条例で平成18年（2006年）から施行された。エネルギーの多量消費事業者（＝温室効果ガスの排出量が多い事業者）を対象に、温暖化対策計画書や実績報告書の届出、府による概要の公表などにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出や排熱の抑制を促進する。

● 基礎排出係数

電気1 kWh発電するために排出した温室効果ガス排出量のこと。

発電手法などにより電気事業者ごとに異なり、「電気事業者が供給した全ての電力量を発電する際に生じた温室効果ガス排出量」を「電気事業者が供給した全ての電力量」で割ることで算出され、1事業者あたりひとつの値となる。

● 吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画

平成23年（2011年）3月に策定し、令和3年（2021年）2月に改訂した、本市の地球温暖化対策の目標と施策を定める計画。令和2年度（2020年度）までに市域の年間温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）比で25%以上削減することとしている。CO₂削減ポテンシャルの見える化、再生可能エネルギーの利用促進など5つの重点施策を設定するとともに、計画の目指す未来の吹田市のすがたをイメージで示すなど、市民、事業者によるライフスタイル・事業スタイルの転換にも役立つ構成としている。また、資料編として、最新の世界情勢等を反映した地球温暖化の基礎知識をまとめている。

本計画は、温対法において、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市に対して策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画【区域施策編】」に位置付けられる。

● 吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】

吹田市民が将来にわたって幸せを実感できるような持続可能な社会を構築するために、市内で開発や建築などを行おうとする事業者に対して、地球温暖化問題やヒートアイランド現象対策、良好な景観の創出、環境保全、地域社会との調和などについて、先進的で質の高い取組を行うことを求めているものである。

● 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

平成10年（1998年）10月、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で合意された京都議定書を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めるために策定された法律。地方公共団体が行う事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することを義務づけている。

平成25年（2013年）5月の改正では温室効果ガスの種類に三ふっ化窒素（NF₃）を追加することや、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定することなどが定められた。ただし、三ふっ化窒素を温室効果ガスの種類として追加する改正規定は、平成27年（2015年）4月1日から施行している。

● 調整後排出係数

基礎排出係数に様々な要素を加味して修正された値。

要素のなかには、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量や非 FIT 非化石電源からの調達量、非化石証書取引による調達量などが含まれることから、温室効果ガス削減の効果を具体的に表すために調整された排出係数とされている。

複数の電力メニューを用意している電気事業者の場合、料金メニューごとに調整後排出係数が算出されることから、選択する電力メニューによって、電力を使用する施設の温室効果ガス排出量は異なることとなる。

● パリ協定

平成 27 年（2015 年）にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。平成 28 年（2016 年）11 月 4 日に発効。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求する」（1.5℃目標）ことを目指している。さらに、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという目標を掲げている。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。加えて、継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5 年ごとの見直しを規定している。

(参考) SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN 改訂等の経緯

年度	吹田市	改正内容・背景
平成 11 年度 (1999 年度)	吹田市役所エコオフィスプラン策定	
平成 13 年度 (2001 年度)	*ISO14001 認証取得 (審査対象：市本庁舎)	
平成 16 年度 (2004 年度)	吹田市役所エコオフィスプラン(改定版)策定 ISO14001 更新(審査対象拡大：市本庁舎及び3出張所)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画として改定
平成 18 年度 (2006 年度)		大阪府温暖化の防止等に関する条例の施行
平成 19 年度 (2007 年度)	吹田市役所エコオフィスプラン (第3版)策定	
平成 20 年度 (2008 年度)		吹田市第2次環境基本計画策定
平成 21 年度 (2009 年度)		吹田市地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定
平成 22 年度 (2010 年度)	吹田市役所エコオフィスプラン (第4版)策定 ISO14001 認証返上	改正省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)及び改正温対法の施行 吹田市地球温暖化対策新実行計画策定 吹田市環境まちづくりガイドライン策定
平成 23 年度 (2011 年度)	吹田市役所エコオフィスプラン (第5版、第5.1版)策定	電力危機に対応するため節電対策強化
平成 25 年度 (2013 年度)		吹田市第2次環境基本計画改訂版策定
平成 26 年度 (2014 年度)	吹田市役所エコオフィスプラン (平成 26 年度版)策定	独法化に伴い市立市民病院を対象外とした。
平成 27 年度 (2015 年度)	吹田市役所エコオフィスプラン (平成 27 年度版)策定	実績データのアップデート 吹田市地球温暖化対策新実行計画改訂版策定
平成 28 年度 (2016 年度)	吹田市役所エコオフィスプラン (平成 28 年度～平成 32 年度)策定	取組項目の新たな目標値の設定 エコチェックシートの修正 地球温暖化対策新実行計画の策定
令和 2 年度 (2020 年度)	SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN (令和 2 年度～令和 12 年度)策定	取組項目の新たな目標値の設定 推進体制の強化
令和 6 年度 (2024 年度)	SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN (令和 2 年度～令和 12 年度)改正	取組項目の中間目標に対する評価と目標値の更新及び新規設定 庁内合意した環境取組の反映